六月に通常国会で成立した卸売市場法改正で、日本の生鮮食品の流通が大きく変わろうとしている。この一〇月一一日に開場する豊洲市場はいわばその総仕上げだ。食の規制緩和の行き着く先に何があるのか。

卸売市場法改定と豊洲市場移転

——食の流通の変容

三國英實

■卸売市場法等の改定とその問題点

二〇一八年六月末に卸売市場法と食品流通構造改善促進法の改正法が通常国会で成立した。また九月一〇日には、東京都が申請していた豊洲市場の開場を農水省が認可した。今回の改定卸売市場法と築地市場の豊洲移転問題との関わりと、それらが生鮮食料品の生産、流通、消費に及ぼす影響について検討してみたい。

改定された卸売市場法と食品流通構造改善促進法（「食品の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に名称変更）の主な問題点をまず述べる。

第一は、公的役割の減退である。卸売市場法（一九七一年制定）の目的条項から、卸売市場の「整備を計画的に促進するための措置」、「卸売その他の取引に関する規制」が今回初めて削除され、「農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置」が加えられた。

これまで、中央卸売市場の開設は農林水産大臣の認可、地方卸売市場の開設は都道府県知事による許可を必要とした。だが今回、その権限が認可制から認定制に変更され、卸売市場に対する行政の責任が大幅に縮小された。改定前に八三条あった条文も一九条にまで縮小。卸売市場の開設・廃止、開設区域の設定、卸売市場の整備方針と整備計画、中央卸売市場の卸売業者の許可、売買取引原則等に関する条項が全面的に削除された。

第二に、これまで地方公共団体に限られていた中央卸売市場の開設が、施設規模要件を充たせば民間企業にも可能になった。農水省の省令（案）が示す施設規模の条件を充たせば、これまでの民設地方卸売市場も中央卸売市場として認定される。また、経営困難となった公設中央卸売市場の民間資本への経営移譲も可能となった。公設中央卸売市場では、食品衛生検査員を市場に派遣し、生鮮食料品の安全性の検査をしているが、こうした公益的役割も果たせなくなる。

第三に、取引原則の緩和・撤廃で、大企業の利益優先の市場運営となる可能性が強まった。これまで卸売市場での取引原則とされてきた、①卸売業者の第三者販売（仲卸業者・売買参加者以外への卸売）